

小郡市監査委員公表第12号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年6月1日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月3日

小郡市監査委員 原田裕子
小郡市監査委員 井上勝彦

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第8号（令和2年5月25日付 道路建設課）分

..... 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第8号（令和2年5月25日付 道路建設課）分

	監査の結果	措置の状況
1	指摘事項（1）旅費支払事務について適正な事務を求めるもの 航空運賃の旅費支給においては、出張復命書に航空運賃、目的地の記載された領収書を添付することとされている。以前より、事務局から指導していたところであるが、東京出張（2件）の旅費支給において、出張復命書に領収書の添付がされていなかった。適切な事務処理を行われない。	出張復命書に領収書の添付を行った。今後、28小人第185号に基づき、出張復命書に領収書の添付を行う。また、過去の指摘事項について課内で整理し、再発の防止を図る。